

平成 27 年度介護サービス事業所実態調査 実施要領

1. 調査目的

2025 年（平成 37 年）には本県における高齢者数（65 歳以上）はピークに達すると見込まれ、これに伴い介護を必要とする方も増加していくことが予想されるなか、介護現場においては認知症高齢者や要介護度の重い者への対応が求められるなど、介護従事者の量と質の確保が喫緊の課題となっている。

このような状況を踏まえて、介護サービス事業所における雇用状況や労働環境のほか、介護職員の確保・定着状況を把握し、本県における介護人材確保事業に係る基礎資料とするために調査を実施する。

2. 実施主体

宮崎県福祉保健部長寿介護課

3. 調査基準日

平成 27 年 10 月 1 日

4. 調査対象

- 〈事業所〉 県内の指定介護サービス事業所（一部みなし指定事業所を除く）
2, 631 事業所
- 〈介護従事者〉 県内の指定介護サービス事業所において介護に従事する者
2, 880 名（各法人ごと 3 名、ただし県外事業者は除く）

5. 調査内容

- 〈事業所〉 別添の A 調査票のとおり
- 〈介護従事者〉 別添の B 調査票のとおり

6. 調査方法

- (1) 調査対象事業所を運営している法人へ郵送により A 及び B 調査票を 1 部ずつ配布。
- (2) 各法人において、A 調査票を事業所数に応じて複写、又は県庁ホームページよりダウンロードし、事業所ごとに回答する。
- (3) 各法人において、B 調査票を回答する介護職員を 3 名選定（選定方法は B 調査票に記載された記入要領のとおり）し、B 調査票を複写、又は県庁ホームページよりダウンロードして、3 名それぞれが回答する。
- (4) A 調査票は、各事業所分を法人がまとめて返信用封筒（角 2 号）にて提出する。
- (5) B 調査票は、各人において返信用封筒（定形 3 号）にて提出する。

7. 提出期限

平成28年1月22日（金）

8. 調査結果の活用

調査結果をもとに報告書及び集計表を作成し、介護人材確保推進の資料とする。
また、報告書等については、県庁ホームページに掲載する。

9. 調査データの管理

第三者に調査データ情報が漏洩することがないように厳正に管理する。
個別の事業所に関する情報については、開示しないものとする。

10. その他

以下のURLに本調査の概要を掲載する。

<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/choju/koureisya/kaigohoken/27chosa.html>